

日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その2

日本品質真正品認証・登録の対象となる商品の類型について

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

「日本品質・真正品認証制度」（以下、「本制度」ともいう。）では、その具体的な手続きについて定める「日本品質・真正品認証・登録 実施要領」（以下、「本実施要領」という。）の第3条第3－2項で、日本品質・真正品認証・登録を受けようとする商品（以下、「申請商品」という。）が日本発の商品であることを日本品質・真正品認証・登録の基準として規定しています。そして、日本発の商品は、当該商品に係る主要な生産工程が日本国内で実施されることにより日本で供給される完成品または部品であって、独立して商取引可能なものとし、併せて、当該商品の生産工程内の最終検査を完了した最終製品としています。

以下で、本制度において日本品質真正品認証・登録の対象となる商品の類型を示します。当該商品の類型は、日本標準商品分類（JSCC）（総務省）の中分類を基本とし、本制度において価値ある商品として例外的に対象商品とされるものを加えて定められたものです。日本標準商品分類（JSCC）（総務省）については、その概要を示します。

1. 日本標準商品分類（JSCC）（総務省）の概要

日本標準商品分類（JSCC）（総務省）

<URL :>

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/syouhin/2index.htm >

は、統計調査の結果を商品別に表示する場合の統計基準として、昭和25年3月に設定されたものです。現行の日本標準商品分類は平成2年6月に改定されたものです。

日本標準商品分類における商品の範囲は、価値ある有体的商品で市場において取り引きされ、かつ移動できるもののすべてとされています。したがって、サービス、土地、家屋（組立家屋を除く。）、立木、地下にある資源等は含まれていません。また、価値ある有体的商品として、電力及びガスが含まれ、また、用水も含まれます。

標準分類番号は、大分類、中分類、小分類等の順に配列されていますが、各分類項目は、無数にある商品を類似するものごとに集約し、「商品群」として表示されるものです。尚、基本コードは中分類番号とされています。

その例としては、次のとおりです。

（標準分類番号の例示）

(3) 大分類 生産用設備機器及びエネルギー機器

41	中分類	保安・環境保全機器	
415	小分類	警報設備及び信号装置	
4151	細分類	火災警報設備	
41511	細々分類	火災報知設備の受信機	
415111	6桁分類	P型1級受信機	

2. 本制度において日本品質真正品認証・登録の対象となる商品の類型

本商品の類型は、上記にしたがい、日本標準商品分類（JSCC）（総務省）の中分類を基本とし、当該中分類に含まれない商品であって、本制度において価値ある商品として例外的に対象商品とされるものを加えて定められたものです。

大分類 1－粗原料及びエネルギー源

- 中分類 01－生き物
- 中分類 02－動物粗製品
- 中分類 03－植物粗製品
- 中分類 04－金属鉱物
- 中分類 05－非金属鉱物及び岩石（石炭及び石油を除く。）
- 中分類 06－石炭及び石炭製品
- 中分類 07－原油及び石油製品
- 中分類 08－電力、ガス及び用水
- 中分類 09－その他の粗原料及びエネルギー源

大分類 2－加工基礎材及び中間製品

- 中分類 10－革製基礎材
- 中分類 11－ゴム製基礎材
- 中分類 12－木製基礎材（竹製基礎材を含む。）
- 中分類 13－パルプ及び紙
- 中分類 14－紡織基礎製品
- 中分類 15－化学薬品
- 中分類 16－基礎化学製品
- 中分類 17－非金属鉱物基礎製品
- 中分類 18－鉄及び銅
- 中分類 19－貴金属
- 中分類 20－非鉄金属
- 中分類 21－金属加工基礎製品

- 中分類 22－電線及びケーブル
- 中分類 23－シール（軸受用を除く。）
- 中分類 24－工業生産建築物及び建築部材
- 中分類 25－容器（輸送用及び分配用容器に限る。）及び包装用副材料（別掲を除く。）
- 中分類 26－その他の加工基礎材及び中間製品

大分類 3－生産用設備機器及びエネルギー機器（PDF：20KB）

- 中分類 27－ボイラ
- 中分類 28－機関及びタービン
- 中分類 29－原子力機器
- 中分類 30－重電機器
- 中分類 31－ポンプ、圧縮機、真空ポンプ、送風機、油圧機器及び空気圧機器
- 中分類 32－金属加工機械
- 中分類 33－マニピュレータ、ロボット及びその関連装置
- 中分類 34－工具、金型及びロール
- 中分類 35－運搬・昇降・貨物取扱装置及びその関連装置
- 中分類 36－繊維機械及び縫製機械
- 中分類 37－印刷関連機械及び紙工機械
- 中分類 38－化学機械
- 中分類 39－鉱山・建設機械
- 中分類 40－農林・漁業用機器
- 中分類 41－保安・環境保全機器
- 中分類 42－トラクタ
- 中分類 43－その他の産業用機械
- 中分類 44－軸受、チェーン、歯車、動力伝導装置及び潤滑装置
- 中分類 45－弁及び管継手

大分類 4－輸送用機器

- 中分類 46－車両（軌条上を走行するもの）
- 中分類 47－自動車及び二輪自動車（原動機付自転車を含む。）
- 中分類 48－自転車
- 中分類 49－その他の輸送用車両
- 中分類 50－船舶
- 中分類 51－航空機、ロケット及び人工衛星

大分類 5－情報・通信機器

中分類 52－電子計算機及び関連装置

中分類 53－プログラム

中分類 54－通信装置及び関連装置

中分類 55－電子部品

大分類 6－その他の機器

中分類 56－冷凍機、冷凍機応用製品及び装置

中分類 57－商業及びサービス業用機器

中分類 58－自動販売機及び自動サービス機

中分類 59－事務用機械及び装置

中分類 60－民生用電気・電子機械器具

中分類 61－電子応用装置（電子計算機及び関連装置並びに通信装置及び関連装置を除く。）

中分類 62－その他の電気・電子機械器具

中分類 63－計量器、分析機器、試験機及び計測機器（別掲を除く。）

中分類 64－時計

中分類 65－理化学機械及び光学機械

中分類 66－医療用機器

中分類 67－武器

中分類 68－利器工匠具及び手道具

大分類 7－食料品、飲料及び製造たばこ

中分類 69－農産食品

中分類 70－畜産食品

中分類 71－水産食品

中分類 72－農産加工食品

中分類 73－畜産加工食品

中分類 74－水産加工食品

中分類 75－その他の食料品

中分類 76－飲料、氷及び製造たばこ

大分類 8－生活・文化用品

中分類 77－台所用品及び食卓用品（銀器、銀めっき品及び類似金属品を除く。）

中分類 78－衣服（履物及び身の回り品を除く。）

中分類 79－身の回り品

中分類 80－履物

中分類 81－装身具、身辺細貨品及び銀器

中分類 82－家庭用繊維製品

中分類 83－家具

中分類 84－冷暖房用、食品調理用器具及び装置（主熱源に電気を使用しない）並びに衛生設備用品

中分類 85－その他の住生活用品

中分類 86－医療用品及び関連製品

中分類 87－医薬品及び関連製品

中分類 88－化粧品、歯みがき、石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品

中分類 89－娯楽装置及びがん具

中分類 90－楽器

中分類 91－スポーツ用具（靴及びユニホームを除く。）

中分類 92－印刷物、フィルム、レコード及びその他の記録物（プログラムを除く。）

中分類 93－文具、紙製品、事務用具及び写真用品

中分類 94－美術品、収集品及び骨とう品

中分類 95－その他の生活・文化用品

大分類 9－スクラップ及びウエイスト

中分類 96－スクラップ及びウエイスト

大分類 10－住宅

中分類 97－住宅

大分類 0－分類不能の商品

中分類 99－分類不能の商品

附 則 この規程は、2018年11月12日から施行します。